

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の完了後の評価)

平成17年 3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した下記の直轄事業、補助事業地区を対象として事後評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直轄事業	国有林直轄治山事業	208
	森林環境保全整備事業	148
	森林居住環境整備事業	12
小計		368
補助事業	民有林補助治山事業	164
	森林環境保全整備事業	210
	森林居住環境整備事業	65
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	88
小計		527
合計		895

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、各森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局一覧表別添1）
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業は林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成16年4月から平成17年3月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検し、総合的かつ客観的に評価を行った。結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会及び各森林管理局の第三者委員会において、専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ① 完了後の評価実施地区について、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当である。
- ② 費用対効果分析結果については、ただB/Cを示すのではなく、保全対象として人家が何戸あるとか、国道があるとかが書かれていると非常にわかりやすいと思う。来年度の評価書においては、保全対象をしっかりと書くようにしてほしい。
- ③ 便益の内訳の「その他の便益」の中には、森林がもつ総合的な効果を理解してもらう上で重要なものも含まれている。来年度以降の評価書については、できるだけ明記するようにしたほうが良いと思う。

また、委員構成は、第三者委員会名簿（[別添3](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎に「完了後の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。（問合せ先一覧表 [別添4](#)）

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、各森林管理局に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区について、評価を実施したところ、各地区とも事業の内容が妥当であり、一定の効果の発現が認められた。

評価結果は[別添2](#)に示すとおりである。